

特別寄稿

訓下・加註

作法集伝授要意 元瑜編 (3)

布施淨慧

〔作法集〕

第十六 施食略作法 粥作法これに准ず

先ず惣食物加持 三古印 軍荼利の呪

うたむるべし

次に三盤 これを分つ(各三匙、隨時早晚)

次に普供養印明 常の如し

次に合掌して偈を誦す。曰く

上献三宝 中報四恩 下及三途 悉皆飽滿

次に不動を念ず 施食

特別寄稿

次に賀利帝母を念ず 施食

施残食明

曩莫三曼多囉曰羅喃 怛囉吒阿囉伽贊拏 摩訶路沙拏 娑頗吒也吽怛囉摩也 怛囉摩也 吽怛囉吒憾鉢

賀利帝母

唵 拏拏摩哩迦四帝 蘊縛賀

残食を加持し明王に施す。文り（しかりと雖上分に取る）

影の如く隨逐して寿力智福を獲得し、早く苦海を越えて無上道を證せん

賀利帝に食事を施する事（因縁あり）

食了頌

〔伝授要意〕

¹ 師のいわく 此の作法は² 四度行了りこれを授く。平日これを作さしむべきなり。

註1 この一行誤つて前号（第四十三号）三十六頁に記載。従つてこゝに移す。

註2 四度了る 末准頂の者の授くる法

〔作法集〕

第十七 御衣木加持

内題 御衣木加持（房中作法これに准ずべきか）

請を蒙る事兼日或は當日 尅限奉行の催に随つて参上す。御仏始めらる所において、御所の便宜を伺つて着座す。装束は鈍色甲の袈裟、或は五條。香呂箱これを具す。これより先に仏師参り御衣木並びに布敷筵等これを儲く。其の間の事は一向に仏師の沙汰なり。御導師口入れに及ぶべからざるか。

華机一前。火舎 花瓶一口 洒水（散杖あり）塗香器これを居える 磐 半畳一枚

已上皆本所にこれを儲けらる。兼日に支度を進むに及ばず。

次に仏師等導師の右方に當つて浄筵を敷き其の上の一つの御衣木を置き奉る。其の時導師、木の本末を尋ね問う。木の末をもつて導師の右方に當てこれを卧せ置かしむ。（必ず本末を謬たず末をもつて首となす）

次に導師座を立ち進み寄つて香呂を取り、三礼し着座す。

次に浄三業 次三部被甲

次に加持香水（常の如し）

次に洒水（先御衣木 次施主 次自身 次に仏師 各々三度これを洒ぐ）

次に（心師ノ説 不動印）独古を取り木を加持す（不動、降三世各二十一反）

次に金 二丁

次に啓白

特 別 寄 稿

敬つて真言教主大日如来両部界会諸尊聖衆外金剛部護法天等 惣じては盡空法界一切の三宝に驚し言して白さく

夫れれば凡そ佛像造立の功德は成仏得果の要門 大悲利他の妙術なり これに依つて巧匠を語つてもつて端嚴の

尊容を刻み 金銀をチリバメロウ鋸鋸つてまさに法身の妙体を瑩かんとす 昔于填王ウツマ釈尊生身の像を刻み 毘首羯磨の斧の

音上天の聽に徹す 今大法主大日法身の姿を顕し下う 感應道交の新たなる響き満空の尊を驚かすらん 若し尔らば

貴体恙無くして遥に金剛の慧命を保ち 先考先妣早く蓮台の聖衆に列ならん 乃至法界平等利益 敬つて曰す

神分 祈願等その詞要を取つて略を考て委細ならず。

次に仏師を召して先ず塗香を授けて手腕に塗らしむ。

次に三昧耶戒印明を授く。(仏師本より淨衣を着す。若し八斎戒を授くる時は印明を略すべきか。但し顕密是れ異

るなり。重ねて秘密印明を授けるは弥々丁寧となるか。用否は意に任すべし云

印は普賢三昧耶印 常の如し

明は ミツメノミ ミツメ 三遍これを唱う

次に仏師筆を染め形像を絵く。

次に鑿槌を取つてこれを始め作る。

次にまた斧を取つてこれを作る。此の間導師は先ず定印を結び、御衣木中に本尊の種子並びに三形尊形等を観ず。

即ち本尊の印を結んで真言を誦じ、其の後遍数を限らず本尊の真言これを誦す。

仏師作法畢る後退き立つ。

次に導師退下

次に御布施あり。其の後即退出了る。

本説

もつて序品に云わく。

若し曼荼羅を作り及び瑜伽の像を画かんには卒都婆の印を結び明を誦じて四処を加す。兼闍梨いわく。御衣木加持の本説は此の経文なり。醍醐の賢覚法眼これに同じ。仁和寺竟印闍梨いわく。これを受け肯かず。此の文は只開眼の事なり。御衣木加持に非らず云。山王院マツにいわく。経にいわく。二手金剛縛にして忍願を竖て相合わせ、二風鈎形の如し、檀恵と禪智竖て合わせて五峯の如し。是を羯磨印と名づく。亦三昧耶印と名づく云。

才を不持也 才持也持也

非情草木悉皆成仏印と名づく。理趣会の五秘密段の如し。始めて仏菩薩開眼の時此の印を結び、報身の密言を誦う。七遍若しくは二十一遍。若しまた此の印を作し、其の尊の真言を誦ずるを吉とす。秘惜すべし。非器に知らしむべからず。已上。

八斎戒如法向方事

陀羅尼集経第二にいわく。阿弥陀仏の像を作らば、先ず香水をもつて其の画師に与え、八斎戒を授けよ。薰陸、安息等の香の汁をもつてこれを和して、皮膠を用うを得ず。呪師の座、壇の外東西に向う。画師は東に向う。呪師の前に一つの香炉を着て種々の香を焼き、及び諸華を散ず。夜は即ち灯を燃す。呪師阿弥陀身印を作す。

已上の文等、大略心師の別抄にこれを載す。私に粗これを取捨す。

尋ねていわく。今阿弥陀に付く故、呪師西に向う。何んが通用向方の證とせんや。故に或る師伝には四種の法に隨

う。云
云

〔伝授要意〕

1 御衣木加持

此の次第は²奥書に依れば、心覚の『作法集』第四に載する所を、成賢取捨して行要に充るなり。此の作法は、新造の材木を加持する作法なり。

〔房中作法〕 秘抄には院中という。房は不可なり。院中は³仙洞御所なり。

〔必不謬本来等〕 心覚集に依れば、此れは⁴大原長宴の口決と。云

5 心師説不動劔印 心覚集には此の説見えず。

〔次啓白〕 秘抄作法卷には出さず。心覚集に表白という。神分等省略。各息の中にて人に聞かしめず。これ師伝なり。已上

〔神分〕 呂を取り、抑々尊像造立の場、御願成就の砌なれば、眞衆定んで降臨——

〔心師説八齋戒〕 心覚集には此の事見えず。然れば別に彼の師の御衣木の作法あるか。

〔印普賢三昧耶印〕 元祖憲深は金掌にて⁵三昧耶印を授く^{云々}而れども印を授くるに苦しからざるなり。

〔即退出〕 已上の本文細註共に秘抄の作法の巻を写し玉うか。

〔引紅^イ才^イ等〕 心覚『鵝珠抄』六(右十)に、御衣木加持一条あり。始めより尾り非器に至っては彼の全文なり

〔引紅^イ經〕 上(六左)の文なり。

兼闇梨 成蓮坊兼意の事

【山王院イイ等】『章疏録』中にいわく。『イイイ一巻（『白卷抄』に出づ）』『鵝珠抄』に依るに、已下は心覚私に自證坊覚印の證拠となす。これを引く云。

【經云等】外五股の印相『瑜祇經』（上七五）に説くと雖、⁶印解き相違。未だ全文を考ぜず。

【八齋戒等】7此の表目は、成賢の加える所、且つ次の『陀羅尼集經』も『鵝珠抄』に引けども廣文に非ず。今は前後の具引。『⁸陀羅尼集經』は第二（五十二）の文なり。但し取意略抄

註1 御衣木加持

この作法は仏像を造顕する際、使用の木材を加持する法。御衣木と表現する場合が多いが、御素木という事例もある。尊像を彫刻する素となる木材という意味では至當な表現である。一方衣木という表現は、やがて仏師によって用材中に存在している尊像が、外にまとわっていた部分を衣と考え、敬語を付けて御衣木としたと推測される。衣の名付けには「きぬ、そ、みそ」の読み方は行われるこの法に準じて絵像のときは絹地を加持するが、その法は御衣絹みそきぬ加持という。

註2 「奥書」の右側に傍註の文あり。

更に按ずるに心覚の作法集に非ず。全に『秘抄』作法の卷に依る。印融の抄に「成蓮坊の記を以つて、常喜院再説せらる。又遍智院成賢詞を加え記し玉うなり」^上是れ覚束無き説なり。若し作法の卷を併せ見れば、恐くは仰天し玉うならん。此の奥書は本説イイイ下を取捨し玉うことなり。

註3 仙洞御所 仙洞は讓位された天皇の居所の意。京都御所の東南に隣接して造営された。

註4 大原長宴 台密大原流（三味流）の祖（一〇一六—一〇八二）東密の秘奥を受けた皇慶（^{九七七}一〇四九）の正嫡。

特 別 寄 稿

訓下・加註 作法集（伝授要意 元瑜編）（3）

稿 註5 心師説の右側の傍註

寄 『印融抄』にいわく。「心師の説という事これを知らず。若しは心誉のことか。追ってこれを決すべし」

別 一 この意見に対して元瑜は「恐くは不」と評している。

特 註6 印解相違 外五股印は当流にては外傳を印母となし、大日經密印品に説く金剛大恵刀の印説きの如く結印する。(正藏¹⁸)

二十四c) 今瑜祇經の文は「普賢三昧耶 進力を屈し鈎の如し、檀慧禪智合わす」(正藏¹⁸二五五c)とある。

註7 八斎戒 在家戒で不殺生 不偷盜 不淫泆 不妄語 不飲酒 高広の大床に坐さず 花鬘香衣を着けず並びに歌舞伎樂し故

に往いて觀聽せず。非時食せずの八戒。『觀無量壽經』(正藏¹²三四一a) 毎月八、十四、十五、二十三、二十九、三十日の一日一夜守るべきとされる。

註8 『陀羅尼集經』 同經卷二に「阿弥陀仏大思惟經說序分第一」があり、その広大な記述を抽出してこ、に出している。(正藏¹⁸ 八〇〇a以下)

〔作法集〕

第十八 曼荼羅供金打の事并堂達の事

驚覚の鈴の後、法用の前に金二打

次に唄・散華・対揚等了って金一打

次に開眼の金 二丁 (仏眼、大日、阿闍梨の詞に隨いこれを打つ)

次に表白、願文、經題等了って発願の金一丁

次に発願、四弘了って一切諷誦の金 一丁

次に止經の金 一丁（堂達この後座を立ち 諷誦文を献ず。但し急に帰って着座す。諷誦の金の為なり）

諷誦の文を献よみず。即ち還って着座して諷誦の金等これを打つ。

次に仏名、教化等了り、又座を立てて礼盤の下に進んで蹲踞して諷誦文を給つて呪願を乞う。（僧の一臆に向い請う。蹲踞してこれを乞う。或は立ち乍ら少し揖してこれを乞う。便宜に隨うべきなり。請僧の座遠くは少し行き近づくべし）

次に佛前に立ち少し諷誦文を披いてこれを読む（音を出さず）少し揖して座に還つて金を打つなり

若し貴人、願主の時は、諷誦文数多なり。願主を別段に行ずる事あるか。大阿闍梨の命に隨いこれを用意すべし。凡そ堂達の人は行歩緩かならず、少し急にこれを勤むべきなり。

〔伝授要意〕

1 曼荼羅供金打事

2 印融の云く。「万供の大阿貴人なる時、必ず堂達の役として金を打つ。次第の如し。此の則万供不共の作法」と。洞泉和上の云く。曼供不共の作法というは可なり。大阿貴人に局るは不可なり。

万供の時は、左右に脇机ある故に磐台を置かず。この故に大阿の貴不貴には依らず。堂達金を打つなり。

〔今読諷誦文之間打〕 今時は諷誦文を左手に持つを見て、金三丁打つ。打ち了つて読むなり。数多の時は、一通一通此の如し。

〔隨大阿闍梨詞打之〕

廣澤には神分、祈願声を出して唱うる故に金打ち易し。醍醐には声を出さず微音に唱うる故

特別寄稿

に打ち難し。この故に磬役の人は神分等を写し取り、大阿と同じく口の内にてこれを唱えながら打つなり。

註1 曼荼羅供金打事 兩部曼荼羅、堂塔、仏像等新らたに造顕された時修される開眼法要で、職衆五十四口等にて勤める大法要。

三問一講、寿量品会と合わせて三大法要と称され、宗祖等の御遠忌には修され続けられている。道場莊嚴の中、大阿礼盤の左右に脇机を置くため、通途の磬台は要に応じ持ち出し、職衆中に配役された「磬役」がこれを打つ法則となっている。こゝでは堂違と表記されているが、堂違は法要進行に従事する役の称であるから間違いはないが、現今智山にては「磬役」と呼ぶのが通例である。「磬役要意」亮範（一六七九）一帖はこの作法集に準じて作成されている。（智山全書⑨四一六所収）

註2 印融の説を洞泉（性善）が批判した論がここに展開されている。印融のいう「大阿貴人」とは如何なる者を指すか、不審

〔作法集〕

第十九 不又焚燒義

内題 護摩焚燒義

意は中道正觀の智火をもって、煩惱の業苦苦の株杵を焼き、六度四摂の供具をもって心王心数の諸尊に供するなり。故に『大日經疏』二十に云わく。「菩提心の火をもって妄想の薪を焼くなり」と文り。大杪を定と名づけ、小杪を恵と名づく。即ち仏の権実二智なり。権実二智の手をもって生死の大海を汲んで不動明王の大馬口に入る。

。蘓油（無明）。乳木（三支、三妄執）。飯（貧）。五穀（貧瞋痴慢疑）。華（戲論煩惱）。丸香（惣集煩惱）。散香（微細煩惱）。百八支乳木（百八煩惱）。薪（鹿強煩惱）。

三平等觀

定印を結んで、觀想せよ。如来の心は是れ実相、実相は是れ智火、火は即ち如来の惠火なり。是の如来の惠火に照見の性あり。爐は是れ如来の身なり。其の中の火は是れ如来の法界身の中の実相の智火、是れ心なり。爐の口は是れ如来の御口なり。是れ世間の火にも亦照見の性あり。三の火五大所成にして相い離れず。亦如来の身口と并に爐の身口と行者の身口と皆五大所成なり。是の故に五大と五大と相離れず。故に三和なり。如来の三密と爐の三密と行者の三密と三三平等にして差異あること無し。

本に云わく。

弘長元年十二月二十三日、報恩院に於いて御自筆の本をもってこれを書写す。師主の仰せにいわく「此れは故僧

正成賢聊か抄出せられたるものなり」金剛仏子 弘義

抑々今日護摩次第重ねてこれを受け奉る。次に此の書を取り出さるるなり。即ち申し賜うて日ならずこれを書写するものなり。

左大臣法眼俊誉 甲斐阿闍梨頼瑜 並びに弘義両三人同時に護摩を伝授し奉り了る。皆重受なり。

〔伝授要意〕

護摩焚^{ボシヨウ}焼義

師の云わく。此の次第は仁海の記をもつて本となし、成賢記し玉うなり。護摩に内外あり。供物を供養して薪を焼

く等は外護摩、三平等の理觀等は内護摩なり。今の次第は内外交え明すなり。

元瑜謂えらく。此の仁海の記は彼の師の諸記を披見するに未だこれを考せず。

〔大日疏二十等〕¹具文（十左）に云わく。「此の淨菩提心の火をもって妄想等の事を焼き、悉く淨除せしむ。是れを内護摩の義と名づくるなり」

〔波生死○大馬口〕²馬頭二卷の軌』上（三右）に云わく。「大馬口より等しく衆流俱に湊り吞納して無余尽して猛焰を成すること」今も此の喩えをもつて不動尊の御口に喩るなり。

〔大杓名定〕³肝葉抄』下（四右）『軍荼利抄』に云わく。「大小杓者定恵の二法を表わす」

〔蘊油〕無明 無明は煩惱の俱生習氣なり。俱生の習氣は断じ難し。油の物に染みて抜き去り難きに似同するが故に無明に配す。⁴然るに大智火を投ずれば習氣己に断じて、如来の大悲の蘊却つて菩提の芽を潤色す。此れ煩惱即菩提の表示なり。

〔乳木 三支三妄執〕⁵四度護摩抄』（教舜二十）一説に三枝を焼く。三僧祇の妄執を焼く。此の説に当る。

〔三平等觀〕 此の觀甚⁶深々、

註1 具文『大日經疏』第二十 世出世護摩法品の文 正藏³⁹七八二c

註2 『馬頭二卷の軌』 具名『聖賀野紇哩縛大威怒王立成大神驗供養念誦儀軌法品』

不空訳 この文同儀軌上卷に出す。（正藏²⁰一五五c）

註3 『肝葉抄』 具名『行法肝葉鈔』上中下三卷 道範（二五七a）撰 この文（正藏⁷⁸八九〇a）に出し、更に「小杓の底に輪形あ

り。是れ大日の三摩耶形なり。大杵の底に三古形あり。是れ金剛薩埵の三昧耶形なり。」と続く。

註4 然るに 以下は性善の『作法集口伝』の蕪油の解釈の文を引く。

註5 『四度護摩抄』 教舜撰の『不動護摩口伝抄』のこと。下巻二十の右にこの文あり。通途この書は『播抄』といわれ、流祖憲
深の伝授を受けし時（弘長三年七月三日）の抄。頼瑜の『甲抄』と並ぶ幸心流の重書である。

註6 三平等観甚深 『甲抄』によれば、「今護摩の至要なり。此の観を本と為す。故小野千心云わく。「忍作也」（正藏⑨九一a）」
と記す。また『播抄』には「次第の如く能々観想せよ。護摩の本意は所詮此の観念に在り。深くこれを思惟すべし」とある。
この三平等観を能々行者は思ふべしとは護摩伝授の至要として今に伝えられる。

〔作法集〕 作法集 中 自二十
至三十六

第二十 泥塔供作法

房中より仏前に至る作法は常の如し

壇前普礼（親り八万四千の法身妙塔に対して一々恭敬礼拝し奉ると想え）

着座普礼 塗香 三密観（伝に無し） 浄三業 三部 被甲 加持香水 加持供物（枳里々々）じ字観 観仏 金剛
起 普礼 表白神分 祈願 五悔 發菩提 三昧耶 發願（本尊界会 法界塔婆 本有隨縁 諸尊聖衆 乃至 護
持施主 壽命長遠 御願円満） 五大願 普供養 三力 四無量観 大金剛輪 地結 四方結 金剛眼 召罪 摧罪
業障除 成菩提 道場観

特別寄稿
観想せよ 我身の前の大地の上にじ字あり 瑠璃の寶地と成る。寶地の上にすまをの五字あり 変じて五輪法
界七寶の妙塔と成る 其の数八萬四千 其の量各高広なり（今は十二基を用う 十二月を守り百二十歳を保たんが

為なり) 無量無辺の莊嚴微妙なり 虚空の諸天華を雨して供養す

寶瓶 闍伽 塗香 花鬘 燒香 飲食悉く皆周遍せり 摩尼を灯燭となす 是の如く広大の莊嚴勝計すべからず

是の如くの妙塔は皆これ大施主所造の泥土の小塔 諸仏の加持力 真言の功德力に依つて變じて微妙広大の塔婆となる 理智法身内證隨縁の諸尊聖衆皆此の中に住す 壽命長遠 所願成就 速疾利益獲得円満せしむ(七処 恒の

如し)

大虚空藏 小金剛輪 送車輅 請車輅 召請(大鈎召) 四明 拍掌 結界(馬頭) 虚空網 火院 大三昧耶 闍伽 華座 振鈴 理供 事供 讚(四智) 普供養 三万 祈願 礼仏(南無六大所成法界塔婆 三三反) 入我々入

(妙觀察智の定印を結んで、目を閉じ心を澄して觀ぜよ)

我れ並に大施主の身に阿字下体になり 黄色方形にして地輪なり 鏤字脐輪になり 白色円形にして水輪なり 覽字心位になり 赤色にして三角火輪なり 鈴字眉間にあり 黒色にして半月風輪なり 欠字頂上にあり 衆色団形にして空輪なり 我れ及び大施主の身既に五大所成遍法界に大身なり 身の前の衆多の妙塔と無二無別なり 是れ則ち法性内の五大と世界外の五大と無二無別なり 法界即ち自身 自身即ち大施主 大施主即ち法界なり 又一切衆生 乃至非情草木も毘盧遮那法界性の孕都婆に非ざること無し 是の如く五大互相に渉入し加持資助して違反あること無し 過患有ること無く遍増あること無く 遍減あること無く 五力五徳具足円満して 世間出世の所求の悉地成滿せざること無し 良久しうしてこれを觀ずべし

特 別 寄 稿

本尊加持

先五大各別印

地（五古内外イ帰命丸） 水（八葉印 帰命ヲ） 火（火輪 帰命ヲ） 風（転法輪 帰命ヲ） 空（大惠刀 帰命ヲ）

次同惣印明（塔印 五輪明）

散念誦 仏眼 大日（五輪明 千反或三百反）

延命 大金 一字 読経（用否隨時）

後供養（理供、事供）後鈴 讚 普供養 三刀 祈願 礼佛 廻向 至心廻向 解界 撓遣 三部 被甲 普礼 出堂

祈願詞

令法久住利益人夫 護大施主左近衛大将軍殿下 壽命長遠御願円満等の奉為等^{云々} 仰ぎ乞う等 殊には六大無碍

法界塔婆本有隨縁諸尊聖衆各大悲の本誓を還念して、所設の供具を哀愍納受し、無二の信心を知見照覽して 護持

大施主御壽命長遠 現世當生一々の願念成滿せしめんが為に

摩訶毘盧舍那宝号 丁

南無六大無碍法界塔婆 丁 三反

金剛壽命延命菩薩 丁

両部界会諸尊聖衆 丁

外金剛部金剛天等 丁

此の作法は一人の施主の為にこれを記す。仍て常途に似ざるなり。恠むこと無かれ。恠しむること莫れ。此の作法は、是れ報恩院僧正御房の御記なり。近衛内大臣殿御祈祷のおん為これを記す。

金剛仏子 頼瑜

〔伝授要意〕

中巻包

1 泥塔供作法

此の次第は憲深の私記なり。是の故に委細なり。後に又普通次第一帖あり。此の法は一座或は一七日これを修す。『幸心抄』并に『開心鈔』に師主私の記という。是の次第なり。

先ず泥塔は木或は金にても形を作り、清浄の土を香水にて子やして形に入れ、二本の形を押し合せて造る。貴物の塔の如きなり。或は五輪塔、或は多宝塔、三重塔、五重塔、叅の塔或は等しきなり。大小は意に随う。先ずは八万四千なり。又数の多少も意樂次第なり。十二基宛屋形の中に入りて供養す。或は板の上に十二基宛並べるなり。一基一基に小さき天蓋これを覆う。謂えらく、竹のクシ十文字に打ち違えて、少し矯めて其の上に一寸四方の紙をもつてこれを張る。蓋の棹の長さは塔の上へ二寸計り高き位にて吉し。蓋棹は塔の後の地盤の上に差すなり。云々

〔祈願〕 仰乞う。真言教主大日如来 阿部界諸尊聖衆 殊には——

〔道場観〕 此の道場観は憲深、心覚の『作法集』第一の泥塔供養の法の道場観に依つて此の句あるのみ

〔今用十二基〕 一枚の板に十二基宛並べて、一基一基に天蓋を覆う。是の如く十二基宛千を以つてすれば一万二千

となる。此の如く七を以つてすれば八万四千なり

² 結界(馬頭) 師の云わく。「**刹**を**不**え**て**は甘露王の義なり。甘露は如来の実智なり。如来の実智生ずれば、無量寿命を得る。是の故に用うるか」と

元元尚を一證を加えて云う。護摩作壇の時泥土加持の時馬頭の印明を用うるが如く、故に彼に准せば師説の意あり。泥塔供養の結界の尊には尤も相応するか。

³ 刹刹等 義順の仰せに云わく。「**刹**は恐くは**刹**なるべし。金次第(延命院)は**刹**等、大谷次第(道場観)は無点なり。入我我入亦同じなり」

元謂えらく、有無両点あれば今の次第亦可なり。改むべからず。延命院金界次第**刹**等同師の台藏の道場観は**刹**等等の故に豈誤らならんや

⁴ 五古内(外) 内五股の印を用うべし。大谷道場観に五大各別の印を用いず。地大内五古の故に

塔印五輪明 大平都婆の印に、**刹**を**不**え**て**の明を用う。略の時は惣印明計りにて亦可なり。

散念誦 散念誦の中、延命を加え結界の尊を除く。如何。更に案ずるに後の一本も結界の尊を加えず。若し然れば通途の散念誦の格の如くに非らず。

⁵ 読経 『造塔功德經』 此れは般若三藏訳大師御請来明藏諸軌良の部にあり。

撓遣 4 仏部の撓遣

註1 此の法は小塔を供養し、寿命長遠、所願成就を祈る法。古くより行われ中国、朝鮮や、日本の古刹の遺跡から発掘される

稿 別 寄 稿

数々の泥塔が往時の勤修を思わさしめる。

この法は『造塔延命功德経』に、世尊が波斯匿王の救護の間に対し、造塔の功德により延寿を得べき因縁を説くに依る。(正蔵¹⁹七二六a)

次にこの作法は「憲深の御記」と末尾に頼瑠が記している。また作法中祈願の詞の中に「護持大施主左近衛大將軍殿下」とある。『読史備要』によれば憲深在世中に近衛家より登用されたのは兼経(二三九)である。撰政・関白・太政大臣となった兼経が左大臣であったのは嘉禎元年(一二三五)より三年に至る間に任している(『読史備要』一九〇頁)。憲深僧正四十四才から四十六歳に相当する。成賢時代から近衛家と親交のあったこと(柴田賢龍著『日本密教人物事典』中巻「憲深と岡屋撰政近衛兼経」(一)―(三)に詳説があり。(同書二三八以下)従ってこの泥塔作法はこの期間に修したもの、次第であるか。

註2 結果 この項は本文には次下の「**对々等**」の後に記述されているが、作法次第に従ってこゝに移した。

註3 読経 具名『造塔延命功德経』(正蔵¹⁹七二六)を誦誦

註4 澆遣 仏部の澆遣を用う。

おん ぼださとば ぼく

〔作法集〕

第二十一 内護摩略作法

瑜祇経に云わく。「内護摩これを誦む」

金剛手善く聴け。諸の真言師の為に廣く利益を成すことを説く。妄り伝えて未だ具誓を成さざる者と、兼ねては智恵無き人とに授与すること勿れ。

内護摩略次第

金剛合掌を頂上に安じて、心王心数の諸尊を礼し上ると想え。

サラハボダビツ
ウツリマツキヤク

外金剛縛を開らいて心上に塗る 三遍

五分法身を磨瑩すと想え

バザラゲンテイキヤク
ウツリマツキヤク

住定印 弥陀

観ぜよ。心上にオ字あり。甘露水を流出して菩提心の大地に灑いで一切戲論の垢を淨む。次に想え。心月輪にオ字あり。如意珠と成る。反じて寶生如来と成る。其の心上にオ字あり。淨月輪と成る。上にク字あり。日輪と成る。猛焰を流出す。其の中に三十七尊住し下えり。各々猛火を出生して一切の業悩を焚焼す。是れ即ち寶生尊をもつて壇場となし、己体をもつて爐形となし、口密をもつて爐口となし、心智をもつて猛火となし、業悩をもつて爐の薪とす。自の本誓に違する者をば諸の不詳の怨乃^{アタ}至等覺の尊に迫るまで此の本誓の智火に擲げて梵滅して余すること無し。故に速疾に大悉地を獲得す。云

外縛五古印

バザラダ アギニバン中夫巨ウン四仏 東山菩薩
ウツリマツキヤク オン四ハラ ウン多クキヤク
ウツリマツキヤク シダウンバンコク南ア西
ウツリマツキヤク イイウウ北
ウツリマツキヤク コク内四供
ウツリマツキヤク ウン外四供

ウツリマツキヤク

虚空庫菩薩の三昧に住し、大供養を修すと想え。金剛合掌して曰く。三二十一遍念誦す。

テイジャアギニア
ウツリマツキヤク 百反若しくは千反

数珠を摺り祈願畢る。云々

三寶院權僧正次第

〔伝授要意〕

内護摩略作法

此の作法、先徳の次第これ多し。其中此の次第は、三寶院權僧正勝覺師伝に依つて製作するなり。

内護摩は但自行の為にこれを修す。人の為には修せざるなり。般若寺僧正は、此の觀法御修練に依つて室内に火焰を現すと云々。されば自行の為には肝要の觀門なることを。但し今の内護摩は『瑜祇經』の第十内護摩品の意なり。謂く。自性の三十七尊、南方寶生尊の三摩地に入り、不二の智火をもつて而二の妄執を焼き、一心の躰性を顕現する。是れ内護摩なり。南方は不二の方なる故に其の義分明なり。『大日經』護摩品(第六)『金剛頂經』の護摩品(第九)の意、¹印融の口訣に具さに弁別す。

²内護摩誡之 此の一句は權僧正の語。『經』に行者を誡しめて説き玉う故に此の禁誡あり。

金剛手普聽等 已下六句の文は五言の頌文。『内護摩品』終りの(十六右)勸誡なり。

未成具誓 ³道範の『瑜祇開心抄』四(三十二右)に云わく。「具誓は五種三摩耶の中の第四の傳教三昧耶なり。(伝法灌頂)三摩耶此に本誓と云う故に。故に知んぬ。此の經の内護摩の法は、未入坦の無智の人には許すべきからず」(已上取意)

〔心王心数諸尊〕 是れ則ち内心の三十七尊なり。

4 〔*うりまきま*〕 *うりまきま*は一切仏。佛は礼の義なり。一切仏は五智如来五智より三十二尊を生ず。今は即内心の三十七尊を礼する義なり。

〔開外金剛縛等〕 右の手を上にして打ち違えて心上に塗る。八供養の中の塗香菩薩の印の如し。

〔淨一切戲論垢〕 謂く百六十心の煩惱

〔成如意宝珠〕 挙体全く如意宝珠と成ると観ず。

〔有^丸字成日輪〕 ^丸字に百光遍照の義あるが故に。

〔以心智為猛火〕 心内所具の三十七尊の智恵の光明なり。

〔違自本誓〕 菩提心を本誓と云う。此の菩提心に違するは、二乗の人及び地上の菩薩等覺に至らば、本誓の智火に

護摩す。況や凡夫をや。

〔等覺の菩薩〕 未だ惑智相□す故本誓に違する義有り。本誓に違するは微細無明これ有るなり。

〔*うりまきま*〕 *うりまきま*アギニは火の梵語、即ち護摩の義。『瑜祇經』には三十七尊の一字の真言に、皆^丸佛の言あり。今は四仏已下これを略す。これ師伝なり。

〔住虚空庫菩薩三昧〕 北方業菩薩。『理趣經』八大菩薩の隨一。『理趣積』(六右)に云わく。「虚空庫菩薩とは、西

北の隅に在り。一切如来廣大の供養の儀を表わす。修真言行の菩薩、虚空庫菩薩の瑜伽三摩地を修得するに○種々の雲海供養をもつて如来に奉獻すと」

〔^三二十一遍〕 『理趣積』(三十七右)に云わく。5 一字の真言を受持し、或は香華等種々供養の具を加し、若し能

稿 寄 別 特

く運心して仏菩薩を供養すれば、則ち供養の具法界に遍周し、一一の仏菩薩の前にして廣大供養と成ると。

【まゝ【まゝ【まゝ】】】日光菩薩の印を結び 順に三転、真言七反了り、八反目より印を解き、念珠にて数を記す。百反或は千反

光菩薩の印は、二大並べ立て、二頭円形（口伝は宝形）余の六指開らき立て散ず。

此の真言は、『瑜祇經』所説の光菩薩の言なり。今此の印言を結誦するは、此の尊は南方宝生尊の四親近の隨一にして、丸字日輪の義なり。是の故に内護摩觀に相応す。故に此の呪を誦するなり。

慈順僧正の云わく。經文まゝなり、今ま無し。云何ん。元々謂らく。『拾古抄』（下十二左）に云わく。「丸阿は火天の真言、ま字は光菩薩の種子なり。内護摩の法を明すが故に十六大菩薩等の明に、彼の種子真言を加うるなり。此れ即ち三十七尊、皆光菩薩及び火天の三摩地に入るの義なり」と

若し然らば今は光菩薩ま字の種子を除いて唯丸字の辺のみを存するなり。

【摺数珠】 元々謂らく。権僧正の時既に念珠を摺ることあり。大御室の伝を学ぶや。鳥羽の覺猷の説に依り玉うか。

【三寶院権僧正】 勝覺の御事

註1 印融の口訣 内護摩の出典につき、印融は次記の如き考證の成果を述べている。

「謂うところの『大日經』護摩品（第六）の意は、丸字淨菩提心の理火をもつて因業を淨除して一性にして三を具し、三処合して一と為るを内護摩と名づく。一性とは平等の義なり。三を具すとは、本尊と火と自身との三つなり。又は本尊の三密、炉の三密、行者自身の三密を一性平等に觀するなり。

『撰真実経』護摩品(第九)の意は、五仏の智火我が身中に入って百六十心の妄執を焼いて、息災等の五種の事業を成ずるを内護摩とす。

『瑜祇経』の内護摩品の意は、自性の三十七尊、南方の寶生尊の三摩地に入つて、不二の智火をもつて而二の妄執を焼き、一心の体性を顕発するを内護摩とす。南方不二の方なる故に其の義分明なり。仍て今の次第は『瑜祇経』の内護摩を本となして作り玉うなり。(印融『作法集口決』智山書庫藏本三一一一二)

註2 内護摩誡之 この五字は勝覚の特に記述したものである。内護摩の肝要性に留意したものである。「金剛手善く聴け」以下文は『瑜祇経』一切如来内護摩金剛儀軌品第十に出す。(正藏18)二六六b)

註3 道範(二二七八)高野山正智院の学匠、ここに出す「瑜祇開心抄」の書目密辭に出さず

註4 傍註 此の真言は内護摩品に説かず。説処何ぞや

註5 傍註 まじ此の尊の種子真言

〔作法集〕

第二十二 三衣法

三衣

大日如来口密 一切貧窮修行の真言者の為に、三部の一切の諸仏に勅して、縫置かしむるところの淨衣平等三衣の代りの印真言に曰わく

歸命 咒

印相は大日如来根本秘印なり。

衣は胎藏界五百尊、慈悲和合して衣を了す所の五条の袈裟を縫り成し玉うなり。

衣は金剛界七百三尊、慈悲忍辱の平等の心和融して七方便実理をもつて、七条の袈裟を縫り成し玉うなり

婦命 衣

衣は蘊悉地の三十七尊、無尽の慈心を九識の機はたとなし、森羅の方法を経緯となし、有為有漏の弟子貧弊不幸行者の爲の故に、無為無漏の三輪清浄の袈裟を縫り成し、三衣又平等常住に授け置く。不垢不浄不増不減清浄衣なり。

真言に云わく

婦命 衣

〔伝授要意〕

三衣法

凡そ仏弟子は具戒の人なれば常に三衣を離すべからず。而も貧僧無力の者は三衣を持たざる人多し。其の人の爲に此の印言を示すと。元々謂く。此の三衣印言は心覚の『作法集』第三受衣法的一条に出す。但し真言を挙げず。尚を聊か文句の相違あり。文処に至つて示すべし。

〔印相大日如来等〕 三衣共に無所不至の印。此の三衣の印に塔印を用ふことは、三衣をば塔の如く貴ぶべしと。律中に見たる故に。又塔は功德聚の故に。三衣も亦爾なればこれを用いるなり。

灌頂の時、受者若し三衣無ければ

婦命衣 婦命衣 婦命衣

右各紙にこれを書き、次第に重ねて紙に包み、袋に入れこれを持たしむべきなり。

〔慈悲〕 心覚の『集』には、悲の下に「心」の字あり。和合の下に「以」の字あり。共に脱するや。金界の下に見るべし。列てマヤカを地水火風空に作る。

〔七百三等〕 慈順の仰せに云く。『異本即身義』三（十二左）に云く。金七十三尊、台五百尊と文り。恐く七百は写誤なり。七十に作るべし。

元々心覚の『集』に校するに、七十に作る故に、僧正の考暗に依ぜり

〔七方便〕 七菩提分法。七条の條数に依ぜり。三カ月の仰せに云わく。「厚艸子」の中の七条の印は、虚合して二頭二中の上節に付け、蓮葉になす。此れ三宝院不共の大事なり。七条は蓮花衣と云う故に其の義を表わすなり」

〔慈心〕 心の『集』には「慈悲心」に作る。恐くは「悲」の字脱するか。

〔経緯〕 心の『集』には「経緯」に作る。今の文誤るか。大師の『大日経開題』一（七右）に、語密をもつて経と為し、心密をもつて緯と為すと云う故に。

〔貧弊〕 心の『集』は「貧」に作る。貧は不可なり。

〔授置平等等〕 元々謂く。此の下の義通じ難し。恐くは写脱及び誤字あるか。心の『集』には已下三衣に約して、三衣清浄の義を結す。文に云わく。三衣又平等常住不垢不浄不増不減清浄衣を置くなりと文り。授の字義通じ難し。又謂く「置」は恐く「名」字か。

註1 慈順（一七三五—一八三六）智山第二十五世化主、元瑜は生没年慈順に遅ること二十年である。この『要意』の記述中にも引用されること

が多い。

- 寄稿
 註2 七菩提分法 七覺支と同じ。扱法覺支、精進覺支、喜覺支、輕安覺支、捨覺支、定覺支 念覺支
 註3 カ月 動潮（二七〇九） 僧正 智山第二十二世 智山に幸心流を定着させた事相家。動潮の傍の部分を略字とする。

〔作法集〕

第二十三 作壇作法 並びに爐加持等

作壇作法

先ず行者土を取るべき処に至る。生氣養者の方の土これを取る。先ず不淨の土を除いて香水をもってこれを加持してこれを取れ。次に鍬の印を結んで其の地を加持すること二十一反。印は金剛外縛して二風二大を並べ立つ

真言

ニキヤタ バンテイ
 字 阿 阿 イ オ シ テ 々 々

次に淨き鍬をもって地を掘って泥を作る。若し新しき鍬無くんば旧き鍬を洗い浄めて、弁事の真言をもって二十一遍これを加持す。弁事とは馬頭の印なり。二手合掌して二無名指二頭指二の節内に相合わせて二大指を並べ立つ。口の形の如くす。

庵阿密利アミリ二都納婆トドハム二囀吽ハムハツタ發吒ハツタ

次に爐の底に、五宝、五藥、五香、五穀これを埋める。或は金銀瓷の壺に盛り入れてこれを埋む。但し、『降三世忿怒王儀軌』に云わく、須らく五穀、五香を用うべし。若し無くば在るに隨つて惱みを得ること莫れと文り。『火系軌』

に云わく。香藥等得難くならば、得るに随つて弁ぜよと文り。宝穀もこれに准ず。次に爐を塗る。伊舍那の方より始め、順に廻りてこれを塗る。泥を塗る真言

カヤラレイマカヤラレイ
カヤラレイマカヤラレイ

塗り了る間遍数を限らず真言を誦すべし。

次に塗り了つて不動の真言をもつてこれを加持すること百八遍。慈救呪（又は三種共これを用う。）

次に打槩真言

ビリキヤ
ビリキヤ

東北の角より始めてこれを打つ。『妙抄』に云わく。一角に百反づつ。合わせて四百反

次に五色の糸を引く。真言（東北の角より始めて順にこれを繞らす）

シツタラシマヤム
シツタラシマヤム

アララシキヤマカ
アララシキヤマカ

阿闍梨暇あらば、一々にこれを修し、若し略を存せば着座の後三箇の印言をもつてこれを加持す。三箇の印言とは、鍬の印言、馬頭の印言、大金剛輪の印言なり。

委細は護摩の口決の如し。

次結願作法

金剛持遍礼の後 金三 神分、祈願を行ぜず、或はこれを行ず云 常の如し

特 別 寄 稿

次に後供養灯明の後、或は闍伽の後、仏布施を二手に捧ぐ。普供養の真言を誦じ、洒淨をもってこれを加持し、洒淨、嚙口の傍にこれを置く。或は本処にこれを置く。次に金二丁。卷数（左脇机にこれ在り）を読む。読み畢つて卷数を枝に付けて本尊の左方にこれを立てる。

次結願の由（常の如し） 次に神分、祈願等

次破壇作法

『妙法』に云わく、結願了り礼盤を起たずしてこれを行す。（或は他人これを行す）

弥陀の定印を結び 觀想せよ。壇上に^ヲ字あり。^ヲ字變じて大壇となる。法然道理の所作なり。而して又^マ字あり。^マ字反じて風輪と成る。即ち吹き破ると思え。謂ゆる成る者は必ず壞するなり。即ち傷を誦して云く。

諸法從縁生 如來說是因

是法隨縁滅 是大沙門說

次に箸をもって呂の縁りを引き破す。或は獨古と、云

『八字三昧經』に云わく。壇に塗らんと欲わん時は、八字文殊の真言 ^{サハヤミヤハヤミヤ}

壇の内の物水中に送り、或は貧者に給う。

後夜は粥 初夜は仏供無し。

護摩壇他所へ移す真言に曰く。

^{サハヤミヤ} 百遍

廣沢仁和寺には後夜發願 自余は勸請

小野醍醐には日中勸請 自余は發願

盜 玉云わく。在思の切し、瓦器の惣名なり 云

〔伝授要意〕

二十三条 一 作壇作法

印融の云わく。本儀の如くは壇をも泥土をもつて塗るべきと見たり。然るを中古以来木壇を用い来る故に、爐許り土にて塗るなり。然りと雖歛の印等結誦の時は、壇爐共に泥土を塗ると観すべきなり。

〔生氣養者方土〕 其の行者の生氣等の土なり。

〔次歛印〕 印の端を少し下げて、地を掘る形とするなり。

〔弁事者馬頭印〕 ヲリヤキヤキは甘露生の義。甘露生は実相の智火の故に、此の明王の印言を用うる。云

〔次爐底五宝等〕 教舜『護摩抄』御口伝に云わく。五宝、五香、五藥、五穀各少分づつ取り集めて、或は各各にこれを裹み合せて中瓶の頭にこれを結び付けよ。如法の儀には五色の綵帛に裹むなり。然れども常には只紙にてこれを裹むべし。又常恒の壇ならば爐の下にこれを埋む云々

〔隨有莫得惱〕 師の云わく。何れにしても五穀五香の教を加えよと。不足なるは不可なり。『降三世軌』(二左)に「莫惱不得」と作る。不の字剩るなり。元引謂く。師の口□尤も仰ぐべし。然れども両軌の文面爾か見えざる。只有るに任せよと云う趣きなり。

【火き軌】 具題『火吽供養護摩軌』 今此の³文は、丸香の下（四左）の注に出すなり。

【塗泥真言等】 『4建立護摩軌』（四左）に云わく。地を塗る真言に曰わく。（東北の隅より右に旋りて塗り拭えよ。蓮子蜀葵葉茅香墨土相和して、法の如く淨め指磨して光淨ならしむ）

唵迦羅引黎摩訶哆引黎婆囉^合賀

真言の²字誤るなり

【次打楸真言】 未だ考せず。『5妙抄』十四には楸を打つを真言は 唵虎嚙^ミ吽泮と文り。

【妙抄云一角等】 此れは土壇に楸を打つ時の事なり。今時木壇に楸を立つる時も、また右の頭指にて楸の首を七反づつ打つべきなり。

【まゝ等】 此の真言は『6略出經』第三（四左）に説く。

【又云まされぬ】 此れは胎藏五色界道の加持の真言。『7青龍軌』上（二十右）に云わく、嚙（白色 中）嚙（赤色 幢）迦（黄色 華）麼（青色 弥）訶（黒色 音）

【阿闍梨等】 已下は道快の『護摩抄』下（二丁左）に『成蓮抄』を引いて云々。彼の抄の意なり。

【委細護摩如口訣】 四度の護摩次第に袖書すれども、彼れは憲深の加うる所なり。遍智院取略して記さしめ給う本別にある由、道快の『護摩抄』の下の巻の終り（六十七左）の奥批に見たり。此の中三十二条の本是れなり。

【誦普供養等】 此は丁寧の作法なり。今時は小三古の印にまゝにてこれを供養す。

【本処】 脇机なり

【妙抄云等】 元々謂らく。此の『妙抄』第十四卷。「護摩雜要」の文なり。但し細註の「或は他人行迄」なり。弥陀

定印を結び已下法身偈迄は小野の『護摩達磨』（二十八）の略抄なり。え字をえ字に作る（道快『護摩抄』下（五十八右）え字なり）厚双紙もえ字なり。

【諸法從縁等】 金掌にて唱う。第三句「隨」の字、一処には「從」の字に作る。『護摩達磨』は「隨」に作るなり。

【八字三昧經】 『文殊宝藏タラ尼經』の異名なり。今の文（二十張左）に出づ。

經の具文に云わく。「壇を除かんと欲する時は、まさに八字の呪を誦すべし。其の壇内の物まさに水中に送り、或は貧者に施すべし」道快の『護摩抄』下（五十九右）『秘藏記抄』二（四十三右）亦た「除」に作る故に 今の本誤りなること知んぬべし。

【護摩壇移他所真言】 師の云わく。期限中壇を動かすこと能わず。而に各別の法用あらば他所に移すに此の真言を用うべし。真言の力に非んば移すこと能わざるなり。人々犯すこと勿れ。慈順の仰せに云わく。此真言『妙抄』十四には壇を塗る真言云々。本説考うべし。

註1 傍註 次下三十二条 云々作壇作法云々。見合わすべし。

註2 『降三世軌』具名『降三世忿怒明王念誦儀軌』儀軌の文に「亦須く五穀五香を用うべし。若し無くんば、在るに隨い得られざるを悩むこと莫れ」とある。（正藏②四一c）

註3 正藏⑧九三五c

註4 『建立護摩軌』（正藏⑧九三〇a）

註5 『妙抄』十四 妙抄は実運の『諸尊要抄』の別名。同書十四卷「護摩雜要」の最初に出づ。（正藏⑧三二九a）

特 別 寄 稿

- 稿 註6 『略出經』(正藏⑧二四〇b)
 寄 註7 『青龍軌』上卷の「衆色界道」のところにこの記述がある。(正藏⑧一四九a)
 別 註8 護摩雜要 『妙抄』十四に記述する。
 特 師主口伝とする破壇作法の注意。(正藏⑧三二九b)

註9 傍註 朱書にて「彼の題目下亦文殊師利菩薩八字三昧經と名づく」

〔作法集〕

第二十四

加持香水作法

先ず諸僧共に床子トコに着す。新任の僧綱八宗の奏を読む。(近代は奏以前に香水加持云)

次に長者相承の五臍、水精の念珠を持して香水机の下に寄り、長跪して座す。(右膝を折って左膝を立て、鞞鞋ソウカイを着ける。

但し、南殿の作法は立ってこれを勤む。

次に護身結界(其の間五臍ウツキを裏衣ウラキの前に納め、或る伝には香水の器の右に置く)

次に五臍を取り香水を加持す。(不動真言二十一反 或いは五十反)

次に散杖を取って水に入れ、まゝ加持二十一反、而して後に散杖を取って器の上に置く、先ず右の器、次に左の器次に右の散杖を取って御前に三度、次に左の散杖を取って、自身、宮内公卿等にこれを洒ぐ。三度。本座に還着して御論義の後大袿ウチカケを給う。退出帰時には下臈ウチカケをもって前となす。

師説に云わく。五肘をもって惣じて逆順に加持す。各三度。而して後袖の中に於いて両手に五肘を持して、少し頭を俛れ眼を閉じて彼のウ一山を想え。(委細口訣) 或は云う。長跪して坐し護身の時、桧扇の上に水精の念珠並びに五肘を置く。是れ清涼殿の作法なり。南殿の時は五古を袍ホの前に置く。

〔伝授要意〕

加持香水作法

これは¹後七日御修法の時、十三日に八宗の論議あり。其の時の作法なり。

近代奏以前等 『²厚雙昏』の様なり。彼れは新任の僧綱、八宗の僧の交名を読まざる已前なり

次長者等 加持香水の由、公卿これを催される故座を立つ。

其間五古納裏衣前 此の説『厚双昏』に出さず。次の一説は古き様と云。

次取五古 『厚双昏』には三度抽擲

次取散杖等 元々私に按ずるに、此の下、先ず右の方の散杖を取りまき加持二十一反了つて

次に左の方の散杖を取つて亦まき加持二十一反、了つて散杖を置く。

次に右の散杖を取り御前に向つて三度洒ぎ奉つて散杖を置く。

次に左の散杖を取つて自身等をこれを洒ぐ様に見ゆ。然るに『厚双紙』の様は、二字観の後、直に御前に向つて三度主上に洒ぎ奉り、了つて散杖を置く

次に一の散杖を取り二字観了つて、公卿に向つて三度洒ぐ様なり。但し彼此全同か併せ考うべきのみ。

特別寄稿

〔給大襪〕 慈順の仰せに云わく。襪は字書に無し。『和名抄』十二(十八左)に云う。桂○婦人の上衣なり。『漢語抄』に襪に作るは、齊の韻、古今のケイの如し

桂(ケイ)は「うちかけ」 婦人が礼服の上にかける長い衣。この字を指すか。

註1 往古は後七日御修法結願の夜、大阿は参内して玉体に香水を洒いで加持をした。天皇の御在所の清涼殿で行ったが、物忌の時は南殿(紫宸殿)で行われた。この折紙は広沢寛朝の作。(八結第六一二に収む)野澤に用いられる。安流に相伝する作法は「御薬加持」とも云われる。(以上「後七日御修法伝授覚」(上田靈城講述)より取要)

註2 『厚双紙』以下元瑜は厚双紙の説を引用しているが、同書の御薬加持へ香水加持に關しての文は次の如くである。其の作法は立って少し屈するなり。師主還って語って云く。南殿においては立ってこれを勤む。清涼殿の時は跪してこれを勤むるなり。

清涼殿作法。康治三年正月二十五日授けて云く。勤修寺僧正伝。左膝ツイテ右膝を立てる。護身並加持。三器洒水。次に雙膝俱にツイテ主上に洒ぐ。次に初の如く左ツキ右を立て、自身諸卿法界に洒ぐ。次に加持二十一反。小野伝、左膝ツイテ護身等了り、即自身等に洒ぐ。次に雙膝トモニツイテ主上に洒ぐ。次に加持等(正蔵⑦三五七a)